

平成21年度
福島県森林審議会議事録
(第1回)

日時：平成21年7月31日（金）
場所：福島県庁西庁舎12階「講堂」

福島県農林水産部
森林計画課

平成21年度森林審議会議事録

- 1 日 時 平成21年7月31日（金）10時00分～11時45分
- 2 場 所 福島県庁西庁舎12階 講堂
- 3 出席委員 9名

司会
(廣畑主幹) 本日は、御多忙のところ、福島県森林審議会に御出席いただき、ありがとうございます。

私、本日の進行役を務めさせていただきます森林計画課の廣畑と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

お席にお配りしております次第により進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして確認させていただきます。本審議会は、森林法に基づき設置されており、「附属機関等の会議の公開に関する指針」により、会場に傍聴席を設け、一般県民に公開することとなっておりますので御了承願います。

傍聴者へお願いいたします。傍聴にあたりましては、お配りしております「傍聴にあたって守るべき事項」のとおりとなっておりますのでご協力をお願いいたします。

それでは、只今より、福島県森林審議会を開催いたします。

はじめに、木村会長にごあいさつをお願いいたします。

木村会長 おはようございます。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

当審議会では、前回「新たな森林・林業・木材産業振興計画（仮称）の策定」に関し、県より諮問を受け、これまで進めてきた「うつくしま森林・林業・木材産業プラン21」の総点検結果及び、新しい計画策定に当たっての基本的な考え方について説明をいただいたところであります。

本日は、前回に引き続き、新たな計画に関するフレームなどについて、県より説明を受けることとなっております。この計画は、県が行う農林水産業、農業・林業・水産業を併せた計画で、大きなフレームでの方向性や施策内容を示す重要な計画となっておりますので、委員の皆様には、それぞれの立場から、忌憚のないご意見をお聞かせいただきますようお願い申し上げます。

また、新たな振興計画や地域森林計画の策定にあたり、審議会に引き続き現地調査が予定されております。森林整備の新たな取組みや治山事業による山腹崩壊地の復旧状況など、森林・林業施策全般にわたって調査いただくことになっております。国有林で実際に行われている実験的な事業や、それから明日の朝にもオプションツアーも用意されているようなので、このような現地調査を通じて、時機に応じた的確な計画を作るための参考としていただ

きますようお願い申し上げます。

司会

(廣畑主幹)

ありがとうございました。

つづきまして、農林水産部次長よりごあいさつを申し上げます。

農林水産部
次長

(飯東次長)

おはようございます。森林審議会が開催されるにあたり、ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には、お忙しいところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より本県の森林・林業行政の推進につきまして、御指導を賜り感謝申し上げます。

先日、西日本におきましては、梅雨前線によります豪雨の影響で老人ホームの入所者をはじめ、多くの方々が土石流による災害に見舞われたところがありますが、本県におきましても、過去に同様の被災を受けたところであり、自然災害の恐ろしさを改めて痛感するとともに、安全で安心な県土の形成に向け、森林整備の促進による森林の質的充実の必要性を強く感じているところでもあります。

現在、県におきましては、これまでの造林補助事業や治山事業に加えまして、平成18年度から、森林環境税を財源とした基金事業により荒廃の恐れのある森林などの整備を推進しているところではありますが、地球温暖化防止に向けた国の新たな事業にも積極的に取り組むこととしておりまして、森林整備の促進による諸機能の維持・増進と、林業の再生に努めて参りたいと考えております。

さて、本日の審議会におきましては、前回諮問いたしました「新たな森林・林業・木材産業振興計画（仮称）の策定」に関し、計画の構成・めざすべき姿・施策分野などについてご説明することといたしておりますので、委員の皆様の十分なる御審議をお願い申し上げます。

また、新たな振興計画及び、今年度作成することとしております阿武隈川地域森林計画の策定のため、審議会に引き続き、森林・林業の現状や、林業の振興に向けた新たな取り組みについて、現地調査を実施することといたしました。

委員の皆様には、様々な視点から調査いただきまして、計画策定の参考としていただきますようお願い申しあげまして、あいさつといたします。どうぞ、よろしく願いいたします。

司会

(廣畑主幹)

それでは、次第4の報告に移らせて頂きます。

報告の1点目、委員の解嘱及び委嘱についてでございますが、お配りしております福島県森林審議会委員名簿の裏面をご覧ください。各団体における人事異動等に伴い、菊池基文委員、安田恭子委員が解職となり、新たに山口博續委員、古川ますみ委員を委嘱しておりますのでご報告いたします。

つづきまして、報告事項の2点目、委員の出席状況でございますが、委員

総数14名のところ、現在8名の出席をいただいております。福島県森林審議会規程第3条に規定する委員の過半数の出席を得ておりますので、当審議会は成立しておりますことを御報告いたします。

なお、本日は、岡部義邦委員、外山武比古委員、古川ますみ委員、山本美穂委員、山口博續委員から欠席の報告が出されております。

また、原田和信委員から、遅れて到着する旨ご連絡いただいております。

つづきまして、本審議会は、今年度初めての審議会でございますので、県側出席者を紹介させていただきます。

農林水産部次長 飯束昭三 です。

農林総務課長 菅野盛雄 です。

農林企画課長 高梨 公 です。

森林計画課長 相馬雅俊 です。

森林整備課長 渡邊裕樹 です。

林業振興課長 穴戸裕幸 です。

林道整備課長 武田克美 です。

治山対策課長 金沢雄一 です。

なお、農林事務所長、林業研究センター所長も出席しておりますが、お手元の座席表及び出席者名簿をもって紹介に代えさせていただきます。

ここで、資料の確認をさせていただきます。「配布資料一覧表」をご覧ください。

資料は、事前にお送りいたしました資料1から資料5と、本日お配りしました次第、出席者名簿、座席表となっております。

また、「福島県審議会委員の解嘱及び委嘱について」の通知をお配りしております。

お持ちでない資料等がございましたら、お申し付けください。

よろしいでしょうか。

それでは、次第5の議事に移らせていただきます。

本日は、前回の審議会でご相談いたしました「新たな森林・林業・木材産業振興計画（仮称）の策定」に関し、新たな振興計画の策定の考え方、そして、めざすべき姿と施策分野について御審議いただくものであります。

なお、議長は、福島県森林審議会規定によりまして、会長がなることとされておりますので、木村会長お願いいたします。

議長

（木村会長）

それでは、議長を務めさせていただきます。

はじめに、審議会規程第6条第2項の定めにより、議事録署名人を2名指名いたします。

遊佐眞紀子委員と吉田桂子委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。

それでは、（1）新たな農林水産業振興計画の策定について、説明願いま

す。

農林企画
課長
(高梨課長)

おはようございます。新たな農林水産業振興計画の取りまとめを行っております農林企画課の高梨でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方にはお配りいたしております資料1をご覧くださいと思います。先ほどの会長のご挨拶の中にもございましたけれども、現在、農林水産部の中には、4つの振興プランがございます。農業・農村振興プラン、農村整備プラン、先ほどから出ております森林・林業・木材産業振興プラン、水産業プランということで、4つのプランが存在しております。兼ねてより、様々な方面から、同じ部なのに一本化する必要があるのではないかとお話がございまして、今回、県の総合計画の確定と合わせまして、4つのプランを一体化いたしまして、新たな農林水産業振興計画を作成したいということで、それぞれの審議会で審議をお願いしてきたところであります。

前回、3月2日に開催しました審議会の中で基本的な考え方についてはお示しいたしまして、ご了解いただいているというふうに思っておりますけれども、改めまして資料1に基づきまして簡単にご説明させていただきたいと思っております。

一番上位の計画といたしまして、農林水産業振興計画の作成ということでございます。世界的な食料・資源問題・環境問題の対応、それから農林水産業の振興による地域の活性化、安全・安心な農林水産物の提供など、農業、林業、水産業に共通する課題に的確に対応していくため、これまでそれぞれの産業ごとに作成しておりました振興計画を一体化いたしまして、新たな農林水産業振興計画として、現在作業にあたっているところでございます。

すでにご承知のことと思っておりますけれども、この計画の位置づけといたしましては、本県農林水産業の振興を図る基本的な指針であるということ。それから現在作成中でございますけれども、新たな県の総合計画と連動した、いわゆる農林水産部門の計画であるということ。それから、農業農村振興条例というものがございまして、そのなかで規定されております基本計画であるというふうな位置づけがございまして、対象期間といたしましては、30年程度先を展望した、計画期間5年間、平成22年度から平成26年度までの計画ということで、現在作業しているところでございます。

構成のイメージということで、第1章から、第6章(2ページ)に、記載してございますが、次の資料2と合わせて後ほどご説明させていただきたいと思っております。

それから、3の「策定スケジュール」というところをご覧くださいと思っておりますけれども、7月27日今週の月曜日でございますが、農業振興審議会を開催したところでございます。今回お諮りいたします内容と同様のことを、農業振興審議会の方で審議していただいたところでございます。本日の森林審議会、それから8月上旬に水産業振興審議会の委員の方々に直接その内容について説明するというようにしております。それから、10月の中下

旬と記載してございますけれども、それぞれの審議会で、中間整理案、いわゆる素案をそこでご提案いたしまして、ご審議をいただくというふうに考えております。それから後、年明けまして2月から3月にかけてまして、最終答申案のご審議をいただくということで、3月には決定したいと考えてございます。おおざっぱな内容でございますが、以上でございます。

議長

ありがとうございました。

(木村会長)

只今の説明について、各委員より御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

…よろしいでしょうか。後ほどまとめて、ご意見いただく時間もありますので…よろしいでしょうか。

では、これで(1)の「新たな農林水産業振興計画の策定について」は終了いたします。

続きまして、(2)「新たな農林水産業振興計画のめざすべき姿と施策分野」について、説明願います。

農林企画

それでは、続きまして【資料2 新たな農林水産業振興計画のめざすべき姿と施策分野について】と【資料3 ふくしまの農林水産業・農山漁村のめざす姿について】(1～4ページ)により説明させていただきます。大変恐縮でございますが、すわって説明させていただきます。

課長

(高梨課長)

まず、資料2をご覧くださいと思います。A3版の紙でございますけれども、それぞれ左の方から「現行プランの総点検結果」、それから「農林水産業を取り巻く情政変化」、それから矢印がありまして、「本県農林水産業の役割と県民の期待」ということで、一番右側にそれぞれ4つの囲みがございまして、「将来において目指す姿」というふうになってございます。

まず、一番左側、「現行プランの総点検結果」ということでございますが、これは農林水産業の中にはそれぞれプランがあると申し上げましたが、前回までに現行プランの総点検を行いまして、それぞれ、農業部門、林業・木材産業部門、水産業部門、それから共通する農山漁村部門というふうなことで総点検を行ったところでございます。その後、赤の部分になっておりますが、当時のプランは、平成13年から22年までの10年間の計画となっております。作成後、農林水産業をとりまく情勢は様々に変化して参りまして、主なものをそれぞれあげたものでございます。

一番上の四角でございますけれども、景気後退の長期化、雇用、受け皿としての農林水産業の期待が高まるということ。

それから、農業就業人口の6割以上が65歳以上の高齢者が占めるなどと、全体といたしまして、なかなか持続可能性の確保が困難になっているということ。

それから、地球温暖化の問題、WTO農業交渉の問題、食品表示を巡る不正、輸入食品の残留農薬の問題、いわゆる消費者の食に対する信頼は損なわ

れている状況にあります。

それから、原油価格、資材価格の上昇等に伴い、従来の生産技術のみではなかなか対応が困難になる恐れがあります。都市と地方の格差の拡大、都市への再集中。それから、農地法が改正になりまして所有から利用へと変換が起きているというふうなことでございます。

あわせまして、役割と県民の期待ということで、記載してございますけれども、役割につきましては特に記載してあるように、やはり安全で安心な食料や高品質な木材の提供があると思います。

それから就業の場の確保、県土の保全や水資源の涵養、自然環境の保全などがあると思います。

それから、県民の期待でございますけれども、福島の未来を考えるシンポジウムというものが、総合計画の作成にあわせまして県内3方部で開催されております。そのなかで安心・安全でおいしい、地元農林水産物をもっと生産してほしいなど、様々な農林水産業への期待の言葉があるということ。

それから、県民広聴室を通じて県政世論調査を行ったところでございますけれども、そのなかで期待度の高い項目といたしましては、環境や安全に配慮した農産物の生産、直売所などの販売活動を増やしてほしい、農薬関係の生産履歴情報の充実・公開、そういったものに取り組んでいただきたいというふうなご意見があるということでございます。

そのようなことで、右の方に移らさせていただきますけれども、いわゆる30年程度先を展望した、今後の農林水産業の目指す姿というものの考え方を4つの囲みで説明させていただいております。

やはり、地域の活性化ということで、1番目といたしましては「多様な人が集う、いきいきとした活力ある農山漁村」ということでございます。

それから、2番目といたしましては、農林水産業の生産振興、流通消費ということでございまして、「県民の暮らしを支え持続的に発展する農林水産業」。それから、安全・安心な農林水産物の提供ということから、「県民の期待に応え安全・安心な農林水産物を提供する農林水産業」。それから、自然環境との共生という観点から、「美しい自然環境を次世代に引き継ぐ、環境と共生する農林水産業」、という目指す姿を、それぞれ現行プランの総点検、それから情勢変化、役割、期待そういったものからこの4つの目指す姿を導き出したところでございます。

次に資料3をご覧くださいと思います。資料3は、第3章から記載しております。大変恐縮でございますが、資料1とあわせてご覧いただければと思います。資料1の中段以降ですが、構成のイメージということで、そちらとあわせながらご覧いただければと思います。構成のイメージ第1章「総説」、第2章が、「農林水産業農山漁村を巡る情勢」ということで情勢の分析をここで行わさせていただきます。第3章といたしまして、今申し上げております「めざす姿」でございます。基本目標、それから大前提といたしまして、いわゆる30年程度先、現在の子供たちが社会を担う将来におけるめ

めざす姿ということでございます。それから第3節が「めざす姿の実現に向けた施策の基本方向」というようにまとめていきたいと思っています。

これからご説明いたしますのは、第3章の第1節、「基本目標」でございます。ちょっと読んでみます。

第1節基本目標

「私たちの暮らしには、生命を維持し、食べる喜びを与えてくれる「食」と、人間に誇りと生きる糧を与えてくれる「職」、この二つの「しょく」が欠かせません。また、福島県の美しい自然を形づくり、私たちに様々な恵みを与えてくれる森林・川・海なども、失ったら取り戻すことが出来ない非常に大切なものです。将来、子どもたちが大人になった時、二つの「しょく」と自然環境が確保され、福島県の「くらし」が今よりも豊かで魅力的なものであるためには、時代の潮流や人々の意識・ニーズの変換などに柔軟に対応しながら、人々がしっかりと手をつなぎ、地域に根ざした資源と地場産業の環を結ぶことにより、農林水産業を核とした経済循環を造り上げる必要がある。」ということで、ここに大きく新しい農林水産業振興計画のめざす姿の基本目標というように記載しているところでございます。

次は、福島県の持つ可能性というか、ポテンシャルという風なものを記載してございます。さらに、全国的には大都市への集中が進む中で、本県の場合、7つの生活圏といういわゆる身の丈にあった都市が、県内には7つございまして、それぞれの地域で心豊かに住み続けることが出来る水準を持っているということでございます。

その下、「今後は、…」というところからご覧いただきたいのですが、「農林水産業者と消費者、商工業者などのあらゆる人々を結ぶ絆をつくりながら、福島県の持っている力を十分に発揮していくことが大切」でその後、そうしたことを含めて、「本県の農林水産業を魅力ある産業として持続的に発展できる土台をつくり、さらには豊かで美しい自然環境を守り育てることにより、福島県の将来を担う子どもたちに自信を持って引き継げる「ふるさと」を作ることを目指します。」

ここで、県民へのメッセージということで、いわゆる基本目標のイメージというものを掲げていきたいと考えてございます。基本目標のイメージといたしましては、数多くの中から現在3つほどに集約しているところでございます。

■みんなの絆でつくり 守り 育てる ふくしまの「食」と「ふるさと」

■みんなの絆で未来へつなごう ふくしまの「食」と「ふるさと」

■みんなの絆で育む ふくしまの「食」と「ふるさと」

ということで、下にキーワードの意味ということで記載してございますけれども、やはり、「ふるさと」と「食」、絆、みんなの絆で作ることになっているんですけれども、やはりあらゆる人々を結ぶ絆を作りながら、農林水産業、それから生活を次世代に引き継いでいこうというようなことを考えてございます。

それから、次のページ第2節ということで、先ほどから申し上げておりますけれども、「子どもたちが社会を担う将来をめざす姿」ということで、30年先を見越した姿を描き出しまして、めざす姿をどうやって実現していくか、ということで様々な政策があがっているということでございます。先ほどの四角の囲みの中でも申し上げましたけれども、1番目といたしましては「多様な人々が集う、いきいきとした活力ある農山漁村」ということでございます。

それから2ページの下に囲みがございますけれども、現在策定されております、県の総合計画の中で、将来の姿、農山漁村、農林水産業関連の将来の姿を記載していることとございます。

それから2番目、3ページになりますけれども、「県民の暮らしを支え、持続的に発展する農林水産業」ということで、ここでは現在の共通的な姿を描きまして、福島県の農林水産業が十分に整備・管理された生産基盤や流通に対する、それから本県が持つポテンシャルと強みを生かして、多くの人々がいきいきと働いているということでございます。その下に、「農業では…」 「林業木材産業では…」 「水産業では…」 ということで、さらに、本県の農林水産業が魅力ある産業となっている、その姿を見た子どもたちも農林水産業を「なりたい職業」に選んでいるということでございます。

林業・木材産業の部門では、適切に管理され充実した森林資源と、木材の安定供給を背景として品質・性能の確かな県産材料等の積極的な利用や、幅広い年齢層の従事者の確保、健全な経営が営まれているというふうな姿を描いていることとございます。

それから、次のページをご覧くださいと思います。4ページになります。3番目といたしまして、「県民の期待に応え、安全・安心な農林水産物を提供する農林水産業」ということでございます。真ん中より後段でございますけれども、「安全で安心できる農林水産物といえば福島県産」というイメージが定着し、「福島県産は安全・安心な象徴として、県内はもとより全国に広く流通しています。」というふうなイメージを描いているということとございます。

それから、4番目といたしまして、自然、環境でございます。「美しい自然環境を次世代に引き継ぐ、環境と共生する農林水産業」ということでございまして、当然ここでは、適切な自然環境の維持管理・経営による次世代を担う子どもたちに確実に引き継ぐような活動が行われているということとございまして、中でも、「豊かできれいな水を育み、様々な公益的機能を有し、二酸化炭素吸収の要となる「緑豊かな森林」や、生命を育む「豊かな大地」と「母なる海」が、県民の理解と様々な取組みによってしっかりと守り育てられています。」というふうなめざす姿を描いていることとございます。

恐縮でございますが、資料の1に戻りたいと思います。先ほど申し上げました、第3章第3節「基本方向」、その下第4章、「施策の展開方向」とい

うことで只今申し上げました、4つの囲み2番目の産業振興の中の農業、林業・木材産業の振興、水産業の振興と分かれておりますので、第2節、第3節、第4節というようにそれぞれの目標の振興について記載することとしております。それから、第5節が「安全・安心な農林水産物の提供」、それから第6節といたしまして「自然・環境との共生」、それからあと第7節に、「戦略的に取り組む重点施策」ということで、これは5年間の施策ということになっております。こうした場合、従来ですと10年間というふうな計画期間があったわけでございますけれども、5年間ということで大変短い期間でございますので、この中でこの計画を全体的に先導的にリードしていくような政策をここで掲げたいというふうに考えてございます。

例としてあげておりますけれども、新規就業の問題、農業法人等の企業参入の促進、6次産業化、農商工連携、それから経営力の強化というふうなことで5年間を具体的に皆様方に分かりやすいような政策を個々に掲げていきたい、というふうに考えてございます。

それから第5章といたしましては、七地方の地方別の振興方向、それから第6章の「計画の実現のために」ということでございまして、ここではそれぞれの政策を展開するに当たっての、推進体制等について記載していきたいと考えております。資料が行ったり来たりしまして、分かりにくかったかもしれませんが、以上でございます。

議長 ありがとうございます。
(木村会長) 只今の説明について、各委員より御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

清野委員 清野と申します。今の資料3ですね、「福島の農林水産業のめざす姿」、「基本目標」とかですね、そういうものは分かるんですけども。3ページの「県民の暮らしを支え、持続的に発展する農林水産業」とありますけれども、ここに書かれているものは目標とか今後のあり方ではなくて、今現実に働いています、経営が営まれています、というような言い切っている文面なんです。これに対してもう少し説明いただかないとですね。今、林業・木材産業というところにありますけれどね、逆に、破滅の状態に行っているんですけども、健全な経営が営まれておりますというのは、どういう根拠でこれが書かれているのかお聞きしたいと思います。

農林企画 只今のご質問でございまして、前段にもご説明いたしましたように、この計画のめざす姿でございまして。現在の子供たちが大人になる30年先にめざす姿でございまして。ですから、今おっしゃったように経営が大変であるというふうなことは現状としてももちろん認識しておりますので、その上で、策定していかなくてはならないのですけれども、様々な政策を講じて、30年程度先に合うような、健全な経営を営まれているような姿を描い

て今後政策を展開していくというふうな考えであります。

議長
(木村会長)
矢吹委員

将来30年後に文書を出すところなると。

ちょっとよろしいですか。

今回の農林水産業振興計画の策定の一番のところに、共通する課題という形で的確に対応すると書いてある訳でございますけれども、農業は1年、それから教育は10年、森林作りは100年と言われているわけですね。それで共通する課題に的確に対処するというのは、それはそれで分かるんですけども。特に林業というのはストックが重要なんですね。100年間育て上げた森林をどう利用していくかというのが本来的な目標だろうと思っています。100年じゃなくてもいいんですけども、50年でも、60年でもいいんですけども、そういういろんな違いがあるんですね。林業というのは農業とは違う部分があると思うんです。

例えば、WTOだって林業は農業とは異なって鉱工業の分野の中に含まれておりまして、関税は、米の700%とかではなくて丸太は原則無税ですけど、関税がかかっているものについてはおおむね4%の税率ですから。そういう意味で置かれている課題はものすごく違うんですよ。方やロシアでは、今度なるかどうか分かりませんが80%の輸出税が来年の1月からかけるという中で、加工材の輸出攻勢が強まるというそういう状況もあるわけでありまして、そういういろんな違いがある中で、一緒くたにしてですね、中をみるとほとんどが農業なんですね。書いてあるのは、ただ、農の次に林って水産って書いてあるだけであって。林業でどうなんだっていうのがほとんど書き込みがないんですね。そういう中で一本化するということで行くならば、結局、林は農に埋没するのではないかと危惧するところがあります。

特にですね、この前作ったプランは、「森との共生の理念に基づく循環型社会の実現に向けて」というサブタイトルがありますけれども、これ全然色あせてないと思うんです。こういう理念の問題、森林と林業と木材産業が一体的になってやるというそういう理念が、盛り込まれない恐れも多々あるということとですね。

農業はより県民に身近だと言うのは分かるわけですけども、林業・木材産業はなおさら分かりやすいプランを県民に発信しないと、本当の福島県の振興にはならないのではないかと考えているところがございますので、良く御審議をお願いをしたいと思います。

議長
(木村会長)

ありがとうございます。

只今のご意見について何かありませんか？

全部あわせてしまうのはどうかという意見ですが。

農林企画
課長
(高梨課長)

前段として、ご説明を再度させて頂きたいと思います。
資料1をご覧いただきたいと思います。資料1の中で、1章2章3章という
ことで、「めざす姿」をご説明したところでございます。「めざす姿」、
先ほどのご質問にもありましたけれども、30年程度先を見越しての「めざ
す姿」でございます。今後第4章では、「政策の展開方向」ということで、
第4章第1節が「魅力ある農山漁村の形成」ということで、それぞれ農林水
に共通する部分であると思っております。その中では基本方針なり、施策の
体系なり、それから講ずる施策。当然この中には、現状と課題を分析した上
での基本方針なりが載っているわけでございます。それから次のページ、第
2節に農業、それから第3節に林業、木材産業振興というふうにしておりま
して、いわゆる只今矢吹委員がおっしゃった従来のプランの部分が、ここ
に入ってくる、入れるというふうなことで考えております。確かに林が埋没す
るのではないかというふうな恐れにつきましては、事務局の段階でも意見は
いただいております。ですから、そういったことは当然、とりまとめするこ
とにいたしましても十分理解した上で今後の政策を展開するにあたって、改
善しながら進めていきたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思っ
てます。

議長
(木村会長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。

矢吹委員

例えば、基本目標の中を見させていただいたのですが、確かに、
「森」とか「林」とかっていうのは書いてあります。たぶん「森林」につい
ては1カ所だけなんですかね。「林」というのはただ農林業という中で一緒
くたに書いてあるという部分で、基本目標からしても何を今後林業の分野、
森林・林業・木材産業の部分で、目標とするのかという部分がどうしても感
じられないんです。また県民へのメッセージのイメージということで、まだ
これ作ってないのかもしれないけれども、そういう意味で今後どういう形
で盛り込まれるのかという部分はあるかと思っておりますけれども、過去に作っ
たいろんな理念の、そういう始末の仕方の問題もあろうかと思うんですね。こ
こでいうと、「豊かな森づくり」とか、「県土づくり」とか、「産地づく
り」、「人づくり」とか「心づくり」とかというようなそういう部分も掲げ
ていた訳でございまして、そういう部分の反映というかそういう検討も必要
なのではないかと思っておるところでございます。

議長
(木村会長)

ありがとうございます。
農林水産業に合わせるというところで、何で合わせたか、どういうメリッ
トがあるのか、こういうふうにしたほうがいいのかというところをもう少しは
っきり出していただいて、そこに計画を出していく。その上でまあデメリッ
トの部分もありますからそこら辺も。どうしても農業の方が規模として大き
いのですから、金額的にも全然違いますからどうしても一緒にした場合には一

部になってしまいますので、その場合、林業の部分をプラスして強く出していただく、その辺をもっと明確に出していただきたい。メリットの件に関してお答えいただければと思います。

農林企画
課長
(高梨課長)

一番のメリットというふうなお話でございますけれども、やはり農林水産業をとりまく情勢というのは、それぞれの分野だけでは済まない状況にきている、ということだと思います。当然我々農林水産部、従来は農政部それから農地林務部というふうに分かれていた訳でございますけれども、平成6年に一つの部になりました。ただそれ以来、その中には4つのプランが存在しておりまして、一つの部に4つのプランがということでございます。ですから、今申し上げたような社会情勢が大きく変化して行って、農林水産一体となって取組まなくてはならない、それから客体につきましても、林家だけではなく、農林家、農漁家、そのような形態もあるわけでございまして、それぞれの計画だけでは対応が難しいことが出てきているのではないかと、というふうな考えをもっている訳でございます。ですから、それらにつきましても前回の審議会の中でもご説明はあったと思うのですが、そのようなことを大きく踏まえまして、今回一本化をしていきたい、というふうに考えております。

議長
(木村会長)
斎藤委員

他何かあるでしょうか。

斎藤といいます。私も矢吹委員がおっしゃったことに大賛成で、前のプラン、「森との共生」というスローガンもとっても響きがよくて、福島県がこういう風になっていきたいんだなあと分かってとってもよかったと思ったんですが、こういう風に一緒にされると「林」の部分がなくなるような、それでなくても弱々しくて、こう一気に合併、一緒にすると弱い部分はだんだん消されていくのかなと、寂しい思いをしているので、そうではない部分をもうちよっとな出して欲しいと思っています。

私を感じたことなんですけれども、県の作成するものなので仕方がないのかなと思いつつ、このタイトルの言葉ですけれども、安心・安全な農林水産物の提供とか自然環境との共生とか、全国どこにでもあるような言葉があちこちに出てくるんですけれども。これから30年先を見越して、子供たちにまた帰って来たくなるようなそんなふるさと作りとか、子供たちに夢を与えるような農林水産みみたいなものをめざすのであれば、タイトルも福島県らしい福島県、目指すものがもうちょっと分かるような、単に安心・安全という、分かるといえば分かるんですけれども。福島県らしさみたいなものがちっとも見えてこない。そうではなくて、福島県はこういう風に目指してますよ、こういう風にしたいんですよと。この中に言葉として表していることが私は「具体性がないかな」ということで、そのあたりを検討していただきたいということを感じました。

議長
(木村会長) 福島県が他とどう違うかというところは、これから売りとしていかなくてはいけないと思いますけれどもいかがでしょうか？今のご意見。

原田委員 西郷村の原田でございます。
私は、読んで感じたのですが、西郷村の林務担当部所は、農政課といます。そして、農林課という役場もあります。林課、林業課という課を単独で持っている市町村は、おそらく60市町村の中では私はないんじゃないかと思っています。私は、大事なものは、なんだかんだいっても、自然がいいとか、沢があるとか。源流のふるさとが西郷村だというけども、やはり人が住まなくては、経済というのは衰えていく。これからは、都市と山村の格差がどんどん広がっていく。私はPTA会長やったり、教育の審議会委員やったりしているんですが、野球部が出来ない、サッカー部が作れないような少人数の中学校になって、人が住まなくなっている。
私は、農業が専門で獣医師やっているんですが、格差社会の逆として、例えばスイスという国は、条件の悪い高地で牛乳を出すところが、乳価を高くする。そして港に近い平地では、牛乳の値段は安くなる。植えた方がいいが植えばなしになっているのがある。だからこういう中で、やっぱりその適地に住んで得をする、そういうところで、農業やったり、林業やったりすることによって人があえて都市に行かないで、ここで生活出来るようなことを具体的に示さないと。せっかく植えた木は、間伐もされないで雨が降れば土砂崩れになる。そういうことをもう少し書いていただきたいと感じました。以上です。

議長
(木村会長) ありがとうございます。
もう少し具体的にですね、なんとなくこうなったらいいなというイメージではなくて、福島県のこの場所であれば、どういう形になるのかなど、そういうのが見える形ですね。

山本光子
委員 山本です。この計画を見ていると、先ほどから委員のみなさんおっしゃっているんですけども、ほんとにこういう風にまとめる必要があるのかなって思います。
先日、会社がつぶれてしまって、福島県で農業をやりたいという若者夫婦が、私を頼って来たんですけども、制度がなかなかマッチするようなものが無くて。農業の方にいったんですけども、林業の方ではないかなとか。
そういう中では、確かにこれとこれを組み合わせたらとか、そういうのはあると思うんですけども、そういう予算というものの中にはあると思うんですが。実際に林業とか、今まで色んな問題点とか、改善策とか、将来の展望

とか作られてきたものがある。それで私たちもそういうのに乗っかって行動してきたり、活動してきたり頑張ってきた部分とかあるんですけど。

この文章を読んでいると、そういうものが、一把ひとからげにして、形だけ「また、新たに始まるの。」みたいな。また計画書作って、何年後何年後って見せながら。そしてただ時間が書類だけが山積みになってくようなそんな感じじゃないかなって。現場でもっと何かやれることとか、現場でもっとやらなければいけないことは何か、そういう具体的なものがここにはなくて、ほんとにデスクの上で考えられた文章ばかりなんじゃないかなって。

矢吹委員が、また斎藤委員がおっしゃったように、具体的なものが何もなくて、将来の30年後に、子供が本当に農林水産業やりたいと思うようになるのかなって。今現状でさえ、全然そういうものがないのに、将来の展望で、ただ字を並べるのはすごく簡単かなと思うんですけど。ここの情勢の変化とか分かるんですけども、もっとここの部分でどんな風にしていったらということ詳しく、力を入れて、将来の部分っていうのはほんとに漠然でいいと思うんです。誰も分からない、30年後なんて私も年取っていないかもしれないし、みんなわかんないと思うんです。それだったら、現状から、もっと詳しく、こういうふうにこういうふうについていうのを出して頂かないといい審議は出来ないと思うので、もうちょっと詳しく最初の段階のところをまとめる。4つのプランをまとめることによってどういう効果があるのか、とういうのを詳しく検討していただけないかなと思っております。よろしくお願ひいたします。

議長
(木村会長)
吉田委員

ありがとうございます。はい、では吉田委員お願いします。

一本化する必要があるかどうかという以前に、一本化の方向についてるわけですから、一本化するのであれば、農林家、農漁家という言葉がでましたけれども。上手い例が思いつかないんですけども、林業と農業と密接で、例えば、うちの方も水源涵養林の中にため池があるとか、林間放牧みたいなことまで農業が、森の方に入っているということもあると思うんです。この前もいわきでやった講習会のときに、水源と海の繋がりが話にでましたよね、林業と漁業というのも実は密接に繋がっている。海で廃棄された貝殻なんか、農業の面で堆肥になったり土壌改良剤になったりしている。循環があるわけですよ。その辺をもう少し書いていただけたらいいのかなって気もしました。

具体策というと、やっぱりこれは指針だと思うので、これから現場にいる人間が積み上げていくという姿勢も必要なのではないかなと思うんですね。役割はそれぞれにあると思うので、現場にいる人間が実際にビジネスプランを作っていくとか、そういうことは努力をしていかないといけないし、そのことについて指針に沿うことであれば、行政の方で全面的にバックアップをするシステムというものが欲しいと思います。以上です。

議長
(木村会長)
早矢仕委員

ありがとうございました。

富岡町の早矢仕です。先ほど矢吹委員がおっしゃったように、農業と林業というのは時間が違うと思うんですね。農業はお米を作るには約1年かかりますけれども、木は1本育てるのに、何10年、100年間になりますよね。そういった中で、時間を一緒にしてしまうとどこかにしわ寄せがきてしまいますよね。私はこの審議委員をやっていて、いつも思うことは、林業がこれほど大変な目にあっているというのに、山を持っている地主さんが全然守られてないというのが本音なんです。実は私も父が亡くなってちょっと山があったんですけれども、どうしても相続税に負けてしまって、開発しなくなりましたね。父が私が生まれたときに、植えてくれた木があったんですけれども、その木をどのようにするかとなったときに、「この辺の木は悪いからチップにもならない。」、持って行って貰えなかったんです。「ガソリン代の方が高くなりますよ。」って感じで。私は涙ながらに、父が植えてくれたものだから置いていたんですけれども、たまたま暖炉を作ってる方がいて、薪に欲しいというのでその方に使って貰うことにしたんです。最初に委員会が出来て、基本計画ってありますよね、時代の流れに乗ってってどんどん進むのはいいんですけれども、肝心な山を、緑を守るってことに対してが疎かになっているのではないかと私は感じました。

先日読売新聞に出ていたんですが、九州の方で山をいっぱい持っている地主さんが、大手企業に山を全部売ってしまったんですね。その新聞の題名は、「山が動く」という題名だったんですけども、その地主さんは後継者とかいろいろな問題から山を守れない、代わって企業が山を守るとなるんですが、産業として考えたときに、どうしても経営が先に来ますので、本当の意味で山を守れるか、やっぱり難しくなってきたんじゃないかと思うんです。そういう意味でも山を持っている地主さんを基本的に守ることをしていないと、森林は守れなくなっていくんじゃないのかなと私は考えてます。

農業と計画を一緒にするのは、ある部分では重なって良いところもありますので、良いところは良いところでちゃんと見直しして進めていくべきだと思いますが、ただ、今回この計画の林業に関しては「ちょっと疎かになってないですか。」というのが本音ですので、是非、もし再検討する時間があればお願いしたいというのが本音です。以上です。

議長
(木村会長)

はい、ありがとうございました。まだもう一つの説明があります。また後で全体的な意見をいただく時間がありますので、次に進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

森林計画
課長

森林計画課長の相馬でございます。

私の方からは、先ほど資料3の「福島の農林水産業のめざす姿」の第3

(相馬課長) 節、「めざす姿の実現に向けた基本方向」、5ページからでございますが、ご説明させていただきます。

先ほど、30年後のめざす姿について、ご説明させていただいたところでございますが、私の方からは先ほど第2節でも説明しました、「子どもたちが社会を担う将来においてめざす姿」、それを実現するための平成26年までの5年間の計画、基本方向について、ご説明させていただきます。

まずⅠの、「魅力ある農山漁村の形成」でございます。先ほど話しにありましたように、「森林・林業・木材産業振興プラン21」の基本目標があったわけですが、そのうちの「県土づくり」にあたるのがこれでございます。

1つ目でございますが、本県農林水産業に関する情報発信や体験交流、こういったものを通し、消費者と農林漁業者の両者ともに支え合う、絆づくりを推進します。

2つ目としまして、農村漁村の暮らしに必要な林道、集落排水等のインフラを早期整備しまして、二地域居住などを進めながら地域の活性化を図ります。

3つ目でございますが、地域経済の活性化による働く場の確保を進め、農林水産業の振興を図ります。

4つ目といたしまして、農山漁村の里山や森林を、憩いの場やリクリエーションの場、交流の場として、利用環境の整備を図ります。

5つ目といたしまして、安全で豊かな県土を形成するため、自然環境に配慮した治山施設の整備であるとか、今話題になっていますカシノナガキクイムシによる森林病虫害等の被害対策、林野火災の予防など災害に強い森づくりを行って、魅力ある農山村の形成を考えております。Ⅱの「農業振興」については省略します。

次の6ページでございます、Ⅲの「林業・木材産業の振興」でございますが、これまでのプランでいきますと、「人づくり」あるいは「産地づくり」でございます。

1つ目でございますが、林業の担い手を育成確保するための就業環境とか、雇用の改善などそういったものを、あるいは異業種からの参入促進、森林組合と林業事業体等の経管基盤の強化などを進めます。

2つ目でございますが、持続可能な林業経営確立するための林内路網の整備であるとか、高性能林業機械の導入、施業の集約化を進めるなどの生産基盤の整備を進めます。

3つ目といたしまして、県産材を低コストで安定的に供給するため、民有林と国有林による流域管理、高次加工施設の導入促進など、木材の生産・加工・流通の合理化を進めます。

4つ目といたしまして、県産材等需要を拡大するため住宅や公共施設等における県産材の利用促進を進めます。さらに、地域の特性を生かした、競争力のあるキノコとか桐、木炭などの産地づくりを進めます。

最後になりますが、多様な森林の育成・管理技術、木材の生産・加工技

術、そういった技術の開発と速やかな普及に努めます。

次に、Ⅳの「水産業の振興」は省略致しますが、Ⅴの「安全・安心な農林水産物の提供」、これを見ますと、産地偽装化ということで、農業分野だけにとらわれがちでございますが、その2つ目に、実は木材についても品質など色々抱えてございまして、そういったものから信頼される県産材や特用林産物の供給確保に向けた品質向上や管理体制などを強化するといったことで、これは元々のカテゴリー、プラン21の方では県産木材の品質確保のところに入っていたものでございますが、今回はこちらに入ったということでございます。

次7ページのⅥの「自然・環境との共生」でございます。「豊かな森づくり」、「森を育む心づくり」、2つのカテゴリーをまとめて記載させていただいております。1つ目は省略させていただきます。

2つ目でございますが、地球温暖化の防止に向けた森林の適切な管理による二酸化炭素の吸収源対策などを進める、そういった研究技術部門の整備。

3つ目でございますが、森林の多面的機能の発揮に向けた森林計画に基づく間伐等の森林施業や保安林の整備を進めるとともに、木質バイオマスの利用促進などがございます。

4つ目でございますが、社会全体で森林を守り育てる意識を調整するための森林ボランティア活動とか、フォレストセラピーなど、そういったものを活用しながら、森とのふれあいを支援していきたい、また緑化活動とか企業の森づくりなど県民の参加する森づくりも積極的に進めていきたいと記載してございます。

5つ目でございますが、農山漁村が果たしている多面的機能でございますが、それに対して県民の理解を得ながら環境保全活動を進めていきたいと思っております。こういったもので、今後5カ年間めざす姿で進めていきたいと思っているわけでございます。

続きまして、資料4、資料5についてご説明させていただきます。

資料4でございますが、左側の「施策の基本方向」にある「魅力ある農山漁村との形成」でございますが、具体的に何をやるのかということでございます。検討するにあたってのキーワード、これについてもあくまで現時点の素案でございまして、今後の検討の中でブラッシュアップしていくこととなりますので、皆様の御意見をお聞きしたいと思いますけれども、その中で「魅力ある農山漁村の形成」の、森林・林業分野につきましては、アンダーラインが引いてございますので、こちらは注意点と見ていただきたいと思います。分野の「生活環境と生産基盤の整備」でございますが、例えば、林道、あるいは集落道。3つ目の「都市農山漁村との交流促進」、主なキーワードとして、森林とのふれあいの推進、森林浴で都市住民と山村住民の交流促進する。また、森林浴を活用したフォレストセラピー、そういったものをどんどんつぎ足していく。最後の「防災対策」になりますが、防災対策といたしまして治山対策推進だとか林野火災の予防、森林病虫害被害対策の推進とそ

ういったキーワードを基に防災対策を考えていきたいと考えています。

ページをめくっていただいて2ページでございますが、「林業・木材産業の振興」、それぞれの分野ごとに主なキーワードを記載しております。一つ一つの項目ですと時間が迫ってまいりますので、省略させていただきますが、「担い手」の分野ですと主なキーワードとして林業就業者育成確保とか異業種参入についてはいろいろあるんだろうなと思っています。「基盤整備」については、林内路網整備とか高性能林業機械導入とかそういったものでございます。「生産振興・流通・消費」、あるいは「研究・技術移転」「団体との連携」、こういった分野においてそれぞれキーワードに基づきまして、計画案を作成したいと思っております。

また、3ページでございますが、「安全・安心な農林水産物の提供」、「信頼の確保」のキーワードについては先ほど言いましたように、県産材とか特用林産物の品質向上といったものをキーワードにしていきたい。最後にVIの「自然・環境との共生」でございますが、基本的には自然環境と林業の組み合わせがそういうふうになっているわけでございますが、「環境と共生する農林水産業」という分野ですと、花粉症対策、今、東京や都市部ばかりでなく福島県でもかなり花粉症で悩んでいる方がいらっしゃるわけですが、それに対する対応策として、どうしたらいいのかということ、あるいは地球温暖化防止としての、京都議定書、平成24年度までとなっているわけでございますが、具体策としての間伐の推進、あるいは森林整備のあり方、そういったものについて応えていきたい。また、「多面的機能の維持・増進」につきましましては、森林計画の策定推進、あるいは森林の間伐等の森林施業の推進、森林認証制度などをキーワードとしながら作っていきたい。最後に「県民参加の森林づくり」につきましましては、森づくり意識の醸成あるいは森林ボランティア活動の支援、そういったものをキーワードとして大至急とりまとめていきたいと考えております。

資料5をご覧くださいと思います。農林企画課長から説明のありました総合計画、県では現在、全県の総合計画を立てているわけでございます。総合計画の中で県がめざす指標を作ることになってございます。農林水産部の林業部門としての、指標をご説明申し上げます。なお、指標につきましましては、資料5の右上の部分でございますけれども、あくまでも現在調整中のため、ここにはない指標が採用される場合、ここに載せても最終的には落とされる場合もありますので、あくまでも現時点での案と考えていただければよろしいかと思っております。今、林業関係で持っている指標につきましましては、中段の「いきいきとして活力に満ちた「ふくしま」」の、(2)農林水産業が持つ底力の発揮の中でマルをつけております、農林水産業産出額の中で、林業産出額と木材生産量二つの指標を示しております。次のページご覧頂きたいと思っております。そのほかには、柱の3番、「人にも自然にも思いやりにあふれた「ふくしま」」という中での2番、「美しい自然環境に包まれた持続可能な社会」の中で、3つの指標を提出しております。1つ目は森林整備面積、2

つ目として森づくり意識醸成活動の参加者数、3つ目として新規林業就業者数。合わせて五つの指標を出しております。あくまで先ほど申しましたように、現在案として出してるもので、調節中でございます。私の方からは以上でございます。

議長 ありがとうございます。
(木村会長) 只今の説明について、各委員より御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

矢吹委員 資料1の、「共通する課題に的確に対応していくため」というのがあるわけですがけれども、今説明あった事項で、どの辺がその共通の課題に的確に対応する部分なのか、教えていただきたいと思います。

議長 いかかでしょうか。
(木村会長)

農林企画 はい、只今のご質問でございますが、今、相馬課長の方から説明ありましたけれども、5ページのところに基本方向がございますけれども、いわゆる課長 「魅力ある農山漁村の形成」を、それから次のページの5番になりますけれども、「安全・安心な農林水産物の提供」、それから特に「自然・環境との共生」、こういった中で、農地、林地、そういった境の部分もございまして、それから、先ほど申し上げましたけれども、我々の行政客体となります、農家の方々、林家の方々、漁家の方々、それぞれだぶってる部分もございまして、こういった部分で具体的に施策を講じる必要があるのではないかとこのように考えてこのような区分けをしたわけでございます。

議長 はい、ありがとうございます。
(木村会長)

矢吹委員 もう一回、よろしいですか、何回も言うようですが、普通こういう計画を作るときは、一番最後の出口の部分で何を考えて、それをやりたい部分に収束していくんですね、大概は。それをやりたいがために、だんだんと盛り上げて起承転結の結の部分で、ということなんですけど。農林水産部では、現時点で県民にアピールする事業のイメージはどう捉えているのか、教えていただければと思うんです。また、発表するとどうのこうのということがあっても知れませんが、イメージで結構でございます。林業の方で、もしそういうイメージを持っているとすれば、お願いをしたいと思います。

議長 ありがとうございます。
(木村会長)

森林計画 最後の結末どうなんだ、30年後の姿を含めての話、あるいは30年後の課長 先をもっと見据えた林業ってどうあるべきなんだということだと思えますけ

(相馬課長) ども。基本的には、適正管理、今現在ご覧のように、林分の中心が9 齡級41年～45年というふうに昭和40年頃に植えたものが大きく増えておりまして、それは適切に管理されていない、それが場合によっては荒廃した森林がどんどん増えていく、そういったことを防ぐためには、どうしたらいいか。先ほどから話しにありますように、森林所有者が、地域で生活出来るようなものでなくてはならない。そのためには収入があって、そして、生活が成り立って初めて、山にも投資されるし、森林が適正に管理出来るだろうなど考えております。

そのためには、川下の方がもっと元気になってくれば動いてくるのでしょうか、現在の経済状況では、林業だけの問題ではなく、日本全体の経済の問題もありますので、我々でどうするかといってもなかなか難しいことはありますけれども。少なくとも山側とすれば、販売価格が上がらないのであれば生産コストをなるべく下げて、利益をあげるように進めて行きたいと、そういったものを目指しながら、少しでも収益が上がるように、そういったことによって、森林が適正に管理されていけば、ものが見えてくるのかなと。

いずれにしろ、適正管理された森林が福島県に存在する、少なくとも荒廃した森林があるんじゃないかと、ただ森林だけがあればいいんじゃないと思うんですね。そういった適正管理された森林がある、そのためには生活が成り立つ、地域に住む人たちが安心して生活出来る場が提供される、そういったものを目指すためにどういったスタイルをとっていくのか、そういったものが明確になっているんだと思います。理想としては生活出来る居住空間、そのための場としての森林、適正管理された森林がある、そこを目指していくべきではないかなと思っております。

議長 ありがとうございます。

(木村会長)

矢吹委員 出口の部分のイメージというものが、現時点であるのかないのか、とそういう質問をしたと思ったんですが。

農林水産部 只今、矢吹委員のご質問ですが、共通の部分で今回特徴的なものとして計画の中に盛り込ませていただいた、当然それに向かって最終的な政策が打ち出されるでしょう。そのイメージがあるのかというお話でしたけれども、現在その、現状、課題、それからめざすべき姿、今現在持っている事業背景、そういったものを様々に組み合わせながら、分析、調整をしている最中です。共通する課題で、具体的な政策というのは、まだ今のところイメージとしては持っていないのが現状でございます。今回の振興計画が進むに合わせて、次年度で、そういった政策を組んでいきたい、そういうふうに考えております。

議長 他にご意見は。

(木村会長)

原田委員

私は、世界の経済の動向、それから日本が30年後どうなっていくのかということをもっと考えているところです。それは、今までは、アメリカとか日本、EUヨーロッパ連合ががんばったんでしょうけど、これからは、中国とかインド、南米、アフリカの諸国、かつて後進国と言われた国が、どんどん成長してくると思う。そういう中で日本だけは人口が減ってくる。だから今、196万だかいるなか、あと20年、30年後には、おそらく160万とか150万になる。そういうことを考えるとですね、私は山を持っている人、木を植えてある人に、やっぱりこう自信を持たせるような、県のこういう指導案とかというのは。

これからはですね、中国あたりは砂漠でもって、どんどん森林が消え、そして、日本は雨が多いし、木が育ちやすいですね。かつて江戸の大火のときには、群馬県の木が、江戸に流れて、建物になった。それから、私たちの生まれる前の終戦で、東京が焼け野原になったときも、やっぱり近隣の木材が東京に運ばれたわけです。だから、山持ちっていう人はうんと金持ちで。私が中学か高校の頃は、村長選挙に出るときには、山を持っている人は強い、山の土地は売らないけど、木を伐って売る。そしてまた、何年間か後に売る。今、大きな山を持ってる人も、私みたく3haしか持ってない人も困っちゃう。

今、直売所ってのが非常に流行ってる。これはジャスコでもイトーヨーカドーでもない。やっぱり、農家のおばちゃんじいちゃんが、70、80歳になっても、ナス作ったり、キュウリ作ったりミョウガ作ったりそういうのを持ってきて、自分の値段で売ればいい。非常に活気がある。ところが我々は、間伐材を自分で伐って、間伐材を売るわけに行かない。そういう中で、山を持っている人たちは、やっぱり70年くらい待たないと金にならない。そこを見る、問題は。そういう意味で、福島県は、山を持っている人に自信を持たせて、我慢して静養しなさいと。いつかは売れる時代が来るんですよ。やがては中国に、日本の木材を売るかも知れない。そういうような夢を持たせたい。

うちのじいちゃんは、満州で開拓して帰ってきた。去年たまたま88歳になって勲章貰った。じいちゃんがテレビのインタビューの中で、こう言った。とにかく畑にならない斜面には、木を植えておこう。手入れをしておこう。いつかは金になる。中国は砂漠が進む。いつの日にか、日本の木材が中国に売れる。だから、そういう意味で、森林浴がどうのこうのとか、都市と農村の交流でね、都会の人が喜ぶって、森林があるのではなくて、大規模でも中規模でも、3ha以下の森林農家に夢を与えるようなことをこの中に書いて貰いたい。以上です。

議長

(木村会長)

ありがとうございます。はい、山本委員お願いします。

山本光子
委員

今私のところで、障害者にキノコを作らせようということで、きのこ振興センターさんにも、大変協力していただいて。明日、山で、どういう実習をやるか、みなさんとの勉強会を予定しているんですけども、とにかく担い手、林業とか農業をやっている人たちに対して、またこれからやる人たちに対しての手厚い保護の仕方が、こういう計画の中にも、たくさん盛り込まれるべきではないかなと思うんです。

このあいだ茨城県の笠間市に行ってきたんです。一年間に何十回も茨城県にいくんですけども。そうすると、ほんとに手入れされてない山だなあって。自分たちも里山の整備とか行っているんで、それで、茨城県見てきたら、そこそこかさげて、その緊急性とか大変さがかけちゃって、山を守ってない。福島県に来たときに、福島県の方がまだまだきれいじゃないって。すごく気になるんですね。そうすると福島県、いいんですね。

あまりにも荒れ過ぎちゃってると、手入れがしづらと思うんですけど、福島県の場合だと、ちょっと手を加えれば、里山なんかも私5年かけて、すごく良い里山になったので、そういうやり方次第では、すぐに良くなる環境ではないかなって。福島県が駄目ということではなくて、ちょっとそういう手厚い考え方とか、保護の仕方とかそういうのがあれば。

福島県は70%が森林だということで、お水もきれい、おいしい水も飲める。このあいだ、県南農林事務所の企画で堀川ダムの下に潜ってきました。表は30度くらいだったのに、ダムの下まで行ってきて、10度くらいの涼しいところを渡ってきたりしたんですけど、とっても良い環境がたくさんある。

それからこういう計画の中でもう少し担い手とか、担い手に対する考え方とか。それから県民の参加するボランティア。ボランティアの方は今、引っぱっていかうとしている力がもう弱くなってきてしまっているんで。やはりボランティアの人たちを引っぱって行ってまとめてくれるそういう活動の担い手、そういう方たちとかに、実行して頂けるような形になると。もっとこういう考え方の中でも、厚みのある計画を立てて頂いて、福島県の農業、林業がすごく良くなっていくんじゃないかなと思うんです。ですから、今あるものをもっともっと良くしていくのも難しい問題ではないと思うんです。

今、失業者が就職出来ないから、何ヶ月間お金あげますとかって、あれはちょっと間違ってるなあと。返って、担い手に、一所懸命今やっている人たちに、そういう予算を確保するくらいの気持ちでやっていけば、もっともっと農林水産業は伸びていくんじゃないかと思えます。担い手が増えていけば、活性化するし、また、東京や都会からの呼び水になる。そういうところをピックアップして、もうちょっと厚みのある計画にさせていただけるとよろしいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

議長
(木村会長)

ありがとうございました。そろそろ時間なのでですけども…

遊佐委員

イメージが湧かなくて困っているんですけど、今まであった各部門の計画とういうのは、全部廃止になって、新しい振興計画になるのかということ、それから、30年後のめざす姿ですか、大変良いんですけど、例えば私たちの町で考えますと、5、6年前までは、出生率は100何十人いたんですけど、今年今までに生まれているのは50人いないんです。5つの小学校があって。そういう事態で、子供は宝っていうことでね。それが、30年後のこの担い手になるわけですけれども、ほんとに数の少ないそういう時代に、果たしてこれだけのめざす姿が実現できるのかどうかということ。例えば、もう介護の場所では、外国人が入ってますよね。問題になってますけど。おそらくそういう面も、林業でも考えていかないと、やっぱり維持出来ないのかなっていうふうに。特に私なんか考えますと、50人くらいしか生まれない中で、林業だなんだかんだってとても出来ないってことと、地元には残らないんじゃないかっていう心配が非常にあるわけです。そういうことも考えると、めざす姿大変素晴らしいんですけど、果たして30年後にそういう風になれるのかどうか非常に疑問に考えています。だから、外国人とかそういうのも考えて行かなくてはならないのかなと思うんですけど、どうなんでしょうか？

議長

はい、ありがとうございます。

(木村会長)

農林企画

課長

(高梨課長)

只今の、質問でございますけども、廃止になるのかというふうなことで、簡単に言いますと、新しい計画に乗り変わることでございます。前の計画が22年までの目標ということでやっておりましたので、1年前倒しで新しい計画に乗り変わることでございます。それからもう一つ、30年後のめざす姿、大変素晴らしいということでお褒めいただきありがとうございます。やはり我々行政を進める中で、確かにいろんな問題点、あると思います。しかしながら、福島県の農林水産業を発展させるためには、やはりこういった姿を描きながら、これをどうやって実現していくかということで、政策を展開しなければならぬと考えております。今おっしゃったように、疑問点は当然あると思いますが、これに向かって政策を展開していきたいという風に考えております。

議長

ありがとうございます。

(木村会長)

農林水産部

次長

(飯束次長)

ちょっと、補足させていただきます。乗り変わるというご説明だったんですが、一本化された計画が出来ます。それは、農も林もそれから水産も一つになります。そうしながら、計画の中でのそれぞれの審議事項におきましては、森林・林業・木材産業振興の部門につきましては、こちらの審議会で責任を持って審議をしていただきたいということになりますので、大変重要な意見でございますので、引き続きよろしく願いをいたしたいと思っております。

議長
(木村会長)

ありがとうございました。

山本光子
委員

韓国で、学校全部を木材にして、アトピーの子たちの病気がすごく改善がしてるといふことで、都会からわざわざ仕事を辞めて、その学校がある都市に家族みんなで移住するといふ放送が先日されてたんです。このアトピーって言うのは、ほんとに酷いんです、地獄なんですね、子供にとっては。それで、是非お願いしたいのは、林業の活性化のために、是非福島県での木材の研究を大々的に進めて、いち早く、韓国でなく日本の福島県で、そういう対策を行い、外に流出していく家族ではなく、流入してくる家族をいっぱい受け入れられるような、給料が安くなっても、子供のために来てますっていうになっている様なので。そういう方たちは日本人も同じだと思うので、是非この計画の中にも、研究のテーマにも入れていただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

議長
(木村会長)

ありがとうございました。どうしてもということがありましたら、よろしいでしょうか？

私もちょっと言いたいことがあるのですが、どのようなものに持って行きたいのかとはっきりしないなど。30年後のビジョンとして、産業としての農林水産業というところを、どう描こうとしてるか。土地所有の問題などもありますから、山をもっとまとめてしまうとか、誰に持たす、国有林との関係、国の政策との関係、そういうのもちょっと入れながら、情勢の分析があつてどういうものにもつていくか、基本をもう少しはっきりさせていただいて、その中で個々のことを決めて頂けたらいいかなというように思っております。

時間が過ぎてしまって申し訳ないのですが、最後にまとめた話をさせて頂きたいと思ひます。若干休憩を…少々お待ちください。

議長
(木村会長)

よろしいでしょうか。みなさんからいろいろご意見が出ましたけれども、これから中間整理案を作るにあつて、少し整理します。

農林水産業、それぞれ課題があるのですが、30年先、どうなつてるのか、林業の目標がはっきり見えない、どういうふうにもつてくのかですね。もうちょっとその辺を明記していただきたい。それが1点です。

それから、計画を一本化する効果。そのどこが良いところかを明確にすること。

それから、矢吹委員などから出されたのですが、過去のプラン、今までやってきたことをまったくなくするのではなくて、それをちゃんと入れて、それを含めた形でまとめる。

それから、福島県らしさですね。福島県らしさをどうやって出していくか、という意見がありました。どこの県でもみんな一緒じゃないか、という

のではなくて、福島県だったらどうだという。地理的にも、どんな感じを持ってるか含めて、割といいところにあると思いますが、どこに力を入れるか、福島県らしさをもう少し出すと。

それから、せっかくまとめたのですから、林業・水産業の繋がり、農業・林業の繋がり、農業・水産業の繋がりですか、その辺のところを。兼業農家いろいろありますけど、どうやって生きていくか、それを含めた形での整理。

それからもう少し具体的な施策としては、担い手の問題。どのようにしていくのか、それから誰がやっていくのか、ボランティアをどうやって組織するか、その辺をどうするかを、このところを入れて整理をしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

原田委員 分かりました。

議長 (木村会長) これらの意見を含めて、次回の審議会でも中間整理案を示していただくというところで、お願いいたします。
以上で、本日の審議を終わりたいと思います。

原田委員 あと、1分で終わります。
福島県審議審議会委員名簿があります。それで、私と山本委員は、公募委員ってカッコで書いてある。私は、獣医師会の代表幹事もやってるし、村の中でもいろいろやってる。山本さんはアネシス学園の校長先生だし、塾とかいろいろやってる。そういう肩書きを入れて貰って、後ろの方に公募委員と書くように、会長さんに指導をお願いしたい。以上です。

議長 (木村会長) 分かりました。
それではどうもありがとうございました。
これで終わりたいと思います。

司会 (廣畑主幹) 木村会長、ありがとうございました。
それでは、「6 その他」に移らせていただきます。
事務局、お願いします。

事務局 (佐藤主任) 事務局から、その他ということで事務連絡をさせていただきます。
1点目ですが、本日の議事録につきましては、整理の上、御発言いただきました各委員に確認をいただき、議事録署名人の押印をいただいた後、写しを全委員へお送りいたします。
なお、議事録は、森林計画課ホームページで公表することとなりますので申し添えます。
2点目、次回森林審議会の開催予定ですが、10月下旬を考えておりま

す。日程が決まり次第、委員の皆様にお知らせいたしますので、御出席くださいますようお願い申し上げます。

3点目、前回の審議会におきまして、山本光子委員より、「間伐材を使用した製品について教えていただきたい。」との要望が出されておりましたので、カタログ等を準備させていただきましたので、お昼休み時間にご覧いただければと思います。以上でございます。

司会
(廣畑主幹)

それでは委員の皆様から何かございますでしょうか。

ないようでございますので、以上を持ちまして本日の福島県森林審議会を閉会させていただきます。

以上を以て閉会となる

以上の議事録内容に相違ありません。
